



許可番号 03725116982

産業廃棄物処分業許可証

住所 香川県三豊市高瀬町比地中353番地6

氏名 有限会社協同回収

取締役 柴田加子

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第6項~~ 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 池田豊人



許可の年月日 令和6年11月14日

許可の有効年月日 令和9年4月24日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（切断処分、選別処分に限る。）業

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

切断処分：①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤金属くず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

選別処分：①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず⑥金属くず⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑧がれき類（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破砕物	含む。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり。

3. 許可の条件

上記の中間処理施設又はその設置場所を変更する場合は、あらかじめ香川県知事の承認を受けること。

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 種類及び数量：産業廃棄物の切断施設 1基

設置場所：香川県丸亀市土器町北一丁目32番 以上

設置年月日：令和3年12月16日

処理能力：廃プラスチック類	3.17 t/日 (8時間)
紙くず	2.59 t/日 (8時間)
木くず	4.90 t/日 (8時間)
繊維くず	1.01 t/日 (8時間)
金属くず	10.22 t/日 (8時間)

(2) 種類及び数量：産業廃棄物の選別施設 1基

設置場所：香川県丸亀市土器町北一丁目31番、32番 以上

設置年月日：令和3年2月1日

処理能力：廃プラスチック類	26.80 t/日 (8時間)
紙くず	22.96 t/日 (8時間)
木くず	42.08 t/日 (8時間)
繊維くず	9.20 t/日 (8時間)
ゴムくず	39.76 t/日 (8時間)
金属くず	86.48 t/日 (8時間)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	76.48 t/日 (8時間)
がれき類	113.20 t/日 (8時間)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年4月25日 (当初許可)
平成24年4月25日 (更新許可)
平成28年7月26日 (変更許可)
平成29年5月10日 (更新許可)
令和4年6月24日 (更新許可)
令和6年11月14日 (変更許可)

以 下 余 白